

高知県後期高齢者医療広域連合選挙長告示第 10 号

高知県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙[市議会議員区分]を下記のとおり行う。

令和 7 年 11 月 21 日

高知県後期高齢者医療広域連合
選挙長 清野宏美

記

1 選挙すべき議員数

市議会議員の区分から選出すべき広域連合議会の議員数 1 人

2 個人推薦による候補者となるために必要な推薦人の数

市議会議員 10 人以上

高知県後期高齢者医療広域連合選挙長告示第 11 号

高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則（平成 19 年規則第 1 号）第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合議會議員選挙[市議会議員区分]の候補者の届出の受付期間及び受付時間並びに候補者の届出の受付場所を、下記のとおり定める。

令和 7 年 11 月 21 日

高知県後期高齢者医療広域連合
選挙長 清野宏美

記

1 候補者の届出の受付期間及び受付時間

令和 7 年 12 月 12 日（金）から令和 7 年 12 月 18 日（木）まで
(土曜日及び日曜日を除く。)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 候補者の届出の受付場所

高知市丸ノ内 2 丁目 4 番 1 号 高知県保健衛生総合庁舎 1 階
高知県後期高齢者医療広域連合事務局